

2023年9月25日

受益者の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

GARS ファンドの繰上償還について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用を行っております「GARS ファンド」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして下記のとおり繰上償還が決定しましたのでご連絡いたします。

皆様におかれましては、本件につきましてご理解賜りますとともに、今後とも弊社ファンドをご愛顧いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 繰上償還対象ファンドの名称

GARS ファンド

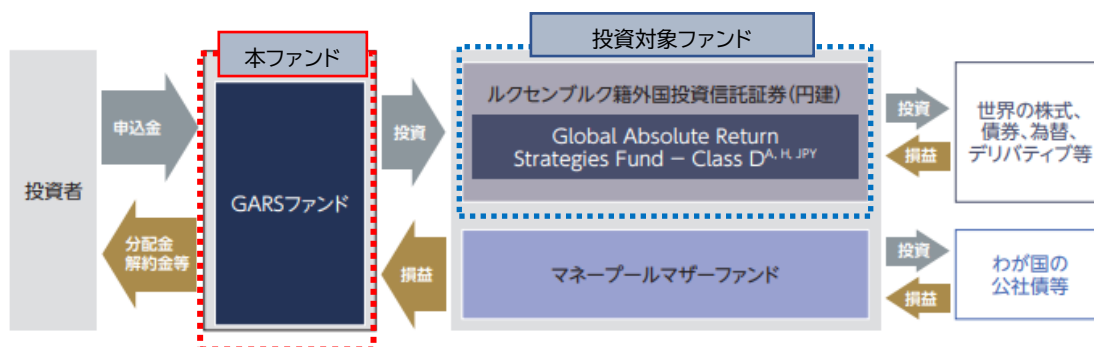
2. 繰上償還を実施する理由

本ファンドは主として、アバディーン・インベストメント・マネジメント(以下「アバディーン社」といいます。)が運用を行う円建外国投資信託証券「Global Absolute Return Strategies Fund – Class D^{A, H, JPY}」(以下「投資対象ファンド」といいます。)への投資を通じて、日本円短期金利(無担保コール翌日物金利)を上回る投資成果を目指す絶対収益追求型ファンドです(※1)。

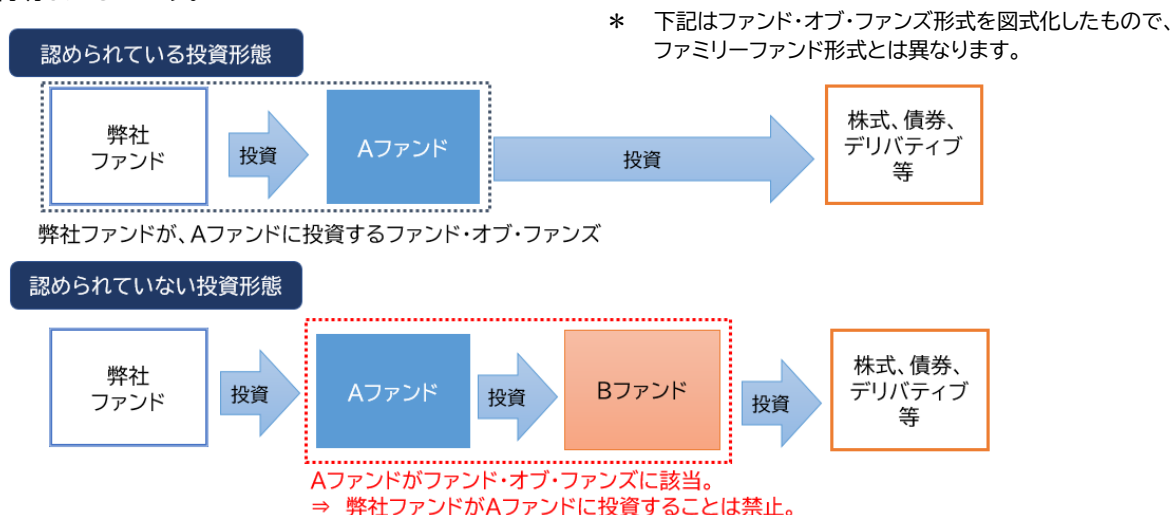
今般、アバディーン社から弊社宛に、「投資対象ファンドの残高が大幅に縮小しており、意図したパフォーマンスが提供できていないこと等から、2023年11月24日付で投資対象ファンドを異なるファンドに吸収することを決定した」との通知がございました。そこで、弊社にて存続ファンドについて内容を確認したところ、現在の多様な運用戦略(市場リターン戦略、銘柄選択戦略、ディレクショナル(方向性)戦略、レラティブ・バリュウ(相対価値)戦略)を活用した絶対収益追求型ファンドとは異なる一般的なバランスファンドであり、現在の投資対象ファンドとは運用方針が異なると共に、一般社団法人投資信託協会(以下「投信協会」といいます。)の定める規則に抵触することから、投資対象ファンドへの投資を継続できないことが判明いたしました(※2)。

つきましては、本件事態は本ファンドの投資信託約款第39条第7項に定められる「投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合」に該当すると弊社では判断し、書面決議を行わず、本ファンドを繰上償還させて頂くものです。

※1 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。本ファンドの投資対象ファンドは「Global Absolute Return Strategies Fund – Class D^{A, H, JPY}」です。



※2 投信協会規則「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」第 8 条第 2 項では、わが国の投資信託がファンド・オブ・ファンズに対して投資することを禁止しています。なお、ファンド・オブ・ファンズとは「他の投資信託への投資を目的とする投資信託」をいいます。弊社にて存続ファンドの運用方針を確認したところ、存続ファンドは運用方針の一つとして他の投資信託への投資を掲げており、ファンド・オブ・ファンズに該当することが判明したものです。



3. 日程

日付	内容
2023年10月末まで	投資対象ファンドの売却を実施します。
2023年12月15日	本ファンドの繰上償還日。

4. その他

- ・ 本ファンドは、2023年10月末までに投資対象ファンドの売却を行います。投資対象ファンド売却後は、繰上償還日(2023年12月15日)まで短期金融資産のみの運用に移行します。
- ・ 本ファンドは、従前どおり販売会社において換金(解約)のお申込みを受付けます。

以上

<お問い合わせ先>
 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
 フリーダイヤル TEL:0120-668001
 (午前9時~午後5時(土日・祝日等は除く))
 ※お取引内容については各販売会社へお問い合わせください。